

全建労発第 25号
令和5年6月16日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長及び国土交通省不動産・建設経済局長より標記基本計画の変更が閣議決定された旨、別添のとおり周知の依頼がありました。

本計画は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）第8条第6項の規定の基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化や建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、変更されたものです。

今後は、本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進していくとのことです。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)